

人間ドック等の種類		検 査 項 目
人間ドック		1 問診(既往歴, 服薬歴, 喫煙習慣, 自覚症状)
		2 身体計測(身長, 体重, 腹囲, BMI, 聴力, 視力)
		3 眼底検査
		4 循環器検査(収縮期血圧, 拡張期血圧, 心電図)
		5 呼吸器検査(胸部X線)
		6 消化器検査(腹部超音波, 食道・胃部X線又は内視鏡)
		7 血液一般検査(赤血球数, ヘモグロビン, ヘマトクリット, 白血球数, MCV, MCH, MCHC)
		8 肝機能検査(GOT, GPT, γ -GTP, LDH)
		9 脂質検査(総コレステロール, HDLコレステロール, LDLコレステロール, 中性脂肪)
		10 糖尿病検査(尿糖, 血糖, HbA1c)
		11 痛風検査(尿酸)
		12 腎機能検査(尿蛋白, 尿潜血, クレアチニン)
		13 膵臓検査(血清アミラーゼ)
		14 貧血検査(赤血球数, 血色素量, ヘマトクリット値)
		15 便検査
がんドック	PETドック	1 PET全身撮影
		2 CT撮影(胸部～腹部)
		3 腹部超音波検査
		4 採血(腫瘍マーカー, 血糖, ピロリ菌, 胃炎)
		5 尿検査
		6 便検査
		7 その他特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第1条第1項各号に掲げる特定健康診査の項目※
	PET／CTドック	1 PET／CT全身撮影
		2 腹部超音波検査
		3 採血(腫瘍マーカー, 血糖, ピロリ菌, 胃炎)
		4 尿検査
		5 便検査
		6 その他特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項各号に掲げる特定健康診査の項目※
脳ドック		1 MRI診断
		2 MRA診断
		3 その他特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項各号に掲げる特定健康診査の項目※

※その他特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第1条第1項各号に掲げる特定健康診査の項目とは、次の検査項目です。

- ① 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重及び腹囲の検査
- ④ BMI(次の算式により算出した値をいう。)の測定
$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$$
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)の検査
- ⑦ 血清トリグリセライド(中性脂肪)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量の検査
- ⑧ 血糖検査
- ⑨ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査